

平成27年10月1日以降始期用

労災リスクに対する「企業防衛」は
経営者の重要な責任です。

なんと

うつ病による自殺や過労死等の
新しい労災リスクが増加しています!

そして

それらメンタルヘルスに起因する労災は
高額な賠償責任が続出しています!

つまり

生産力低下や風評被害のリスクもあわせて
経営悪化の可能性も!

労災事故で高額な賠償! その備えのご案内です。

貴社の企業防衛のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

今なら最大

約 **56%**
割引

全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度

経営ダブルアシスト[®]

一般傷害保険

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の中央会の制度、だから安心。

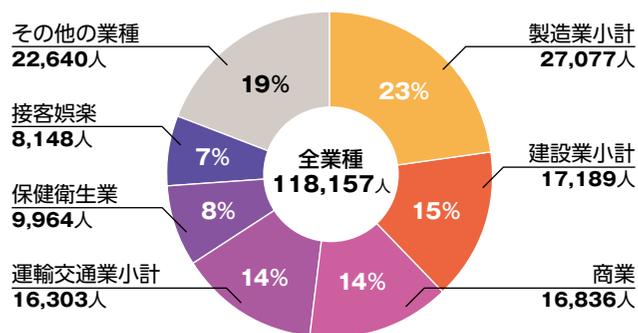
ご存知ですか？ 労働災害に関するあれこれ

「労働災害」のリスクヘッジが企業

労災事故発生状況

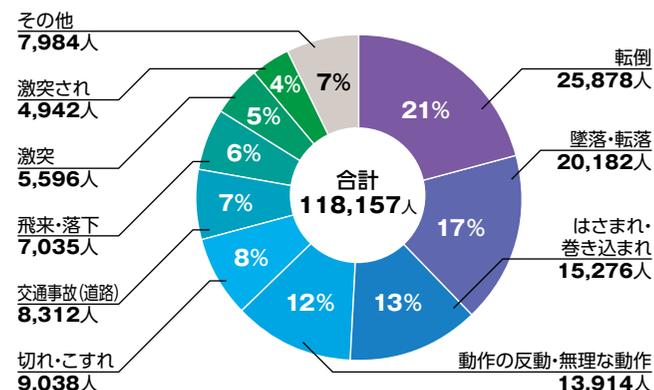
製造業、建設業だけでなく、商業（小売・卸売等）など、あらゆる業種で事故が発生しています。

● 業種別労災事故発生状況（死傷者数の構成比）



出典：厚生労働省「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況（平成25年確定値）

● 事故型別労災事故発生状況（死傷者数の構成比）



出典：厚生労働省「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況（平成25年確定値）

労災事故の被災者数

これだけの就労者が労災事故にあわれており、労災事故はいつでも起こりうる状況といえます。



1日あたり

1,652人

平成25年度に発生した労働災害による被災者数※は左記のとおりです。

※ 政府労災新規受給者数

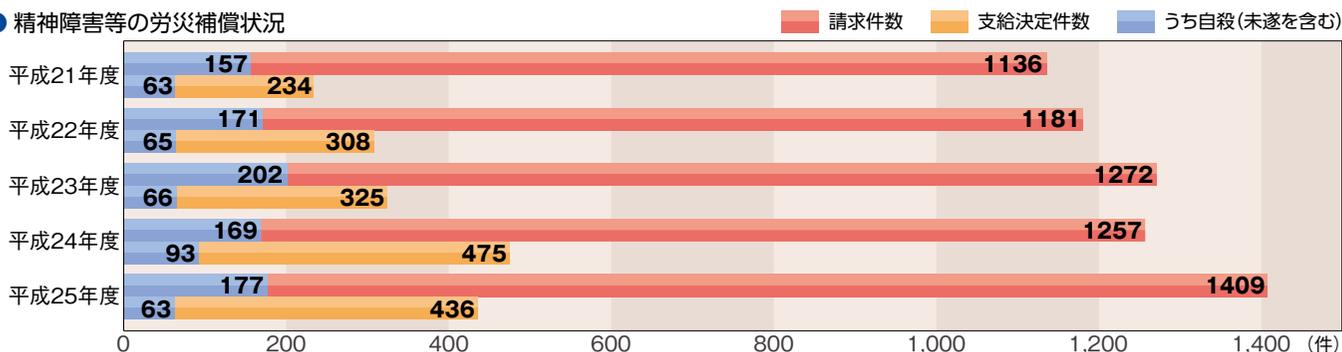
出展：厚生労働省「平成25年度労災保険事業の保険給付等支払状況」

精神障害等の労災補償状況

労災事故は“ケガ”だけではありません。過労による病気等への備えは万全ですか!?

精神障害等に係る政府労災の支給決定件数は過去最高です。

● 精神障害等の労災補償状況



経営ダブルアシストなら

派遣社員や構内下請作業員の方々も補償できます。

事業主・役員、従業員、パート・アルバイト、建設業下請の方ももちろん、派遣社員および構内下請作業員、貨物自動車運送事業の請負人も補償対象に含めることができます。

「賠償補償」と「定額補償」のダブル補償で企業をがっちり守ります。

死亡事故等により賠償責任を負った場合の「賠償補償」と、死亡保険金や入院の治療費等の「定額補償」のダブル補償を実現しました。会員企業をがっちりお守りします。

経営の“安心”につながります。

政府労災と労災訴訟高額判決事例

高額化する賠償責任額。政府労災だけで十分とお考えですか!?

政府労災の給付	死亡			負傷・疾病			
	遺族(補償)給付	葬祭料(葬祭給付)	療養(補償)給付	障害(補償)給付	休業(補償)給付	傷病(補償)年金	介護(補償)給付
カバーされない部分(一例)	休業(補償)給付の不足分 [休業3日目までの補償]			被災者本人や遺族への見舞金		被災者本人や遺族への精神的ダメージ(感謝料)	

● 労働災害関係高額事件一覧(判決)

	判決容認額等	業種	事故内容	年
1	1億6,524万円	建設	玉掛していた原木が落下	1994
2	8,486万円	学校	教諭が雪崩れに遭遇	1995
3	8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005
4	6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997
5	6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に『上乗せ補償』をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

出典:労災示談研究グループ編「新・労災事故と示談の手引」

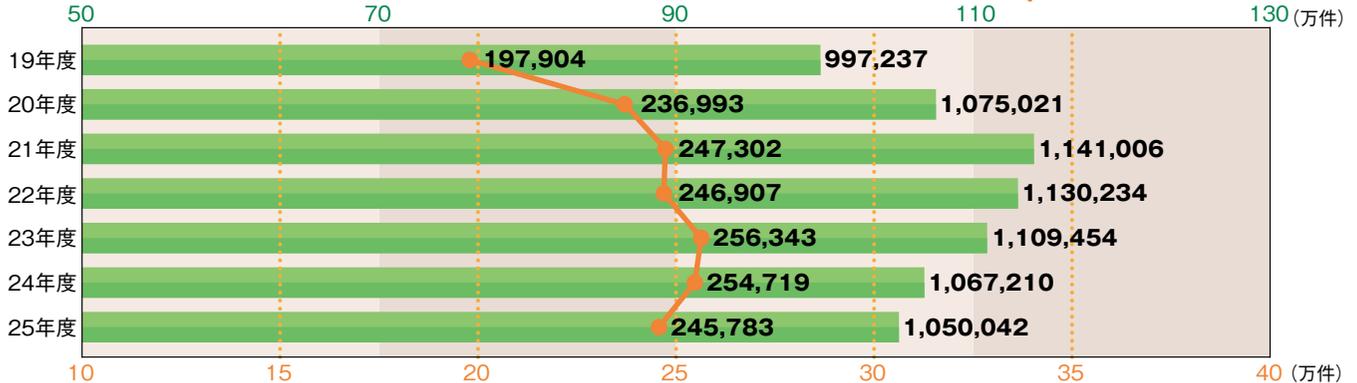
労災事故と交通事故

意外かもしれませんが、労災事故は交通事故よりも発生率が高い、より身近な事故なのです。



労務管理のリスクはケガや事故だけではありません。

● 総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移



高額になる民事上の賠償金(感謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)も補償します。

使用者賠償責任担保特約は、「労働災害におけるケガ」や「過労死・過労自殺」等が原因で会員企業の法律上の賠償責任が生じた場合、民事上の賠償金や訴訟費用もカバーします。

高度化する企業責任・新しいタイプの労災認定に対応しています。

ケガによる労災事故だけでなく、過労死・過労自殺に起因する安全配慮義務違反等の会員企業の法律上の賠償責任に対応しています。



企業向けの

賠償補償



役員・従業員
向けの

定額補償

商品特長

- 1 一般の加入より**最大約56%^(※1)割安**に加入できます!
※団体割引30%・過去の損害率による割引30%・役職員一括契約割引10%もしくは5%
(※1) [1-30%(団体割引)] × [1-30%(過去の損害率による割引)] × [1-10%(役職員一括契約割引)] = 0.44 → 最大約56%割引
- 2 業務災害・通勤災害に伴う企業および社長・**役員個人**の法律上の賠償責任を**最大1名あたり3億円/1災害あたり5億円**まで補償します!
- 3 労災保険の**給付決定を待たず**に保険金をお支払いします!
※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。
- 4 **加入者に保険金をお支払い**します!
※事業補償型を選択した場合。
※災害補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。
※保険金の会社受取りには、ご加入時に補償対象者(代表となる方)の同意をいただくことが必要になります。
- 5 **派遣社員・構内下請作業員も補償**します!建設業の下請はもちろん、
貨物自動車運送事業の場合、**いわゆる「傭車」と呼ばれる請負人**も補償します!
事業主・役員(★)、従業員、パート・アルバイト、建設業の下請負人、貨物自動車運送事業の請負人(★)、派遣社員(★)、構内下請作業員(★)も補償します。
(★)オプション
- 6 **熱中症や日射病、通勤途上のケガ**も補償します!
業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務上疾病」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。
- 7 業務中の地震・噴火・これらによる津波等の**天災によるケガ等も補償**(★)します!
(★)オプション
- 8 従業員の人数報告は不要で簡単。
パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります!
- 9 入院保険金・通院保険金を**1日目からお支払い**します!
- 10 建設業の場合、「**経営事項審査制度**」の**加点ポイント**になります!
- 11 パワハラ・セクハラ行為に対する
管理責任や不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人および管理職の**法律上の賠償責任を最大3,000万円まで補償**(★)します! (★)オプション
- 12 保険料は**全額損金処理**の上、満期時の保険料精算は不要です!

のダブル補償で守ります。

最大
約 **56%**
割引!!

団体割引等
適用のため
保険料が

補償内容

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合等、詳細につきましては当パンフレット「経営ダブルアシスト(一般傷害保険)補償の内容」を必ずご参照ください。

企業向け

パワハラ・セクハラ行為の管理責任等による

賠償金への備え

パワハラ・セクハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方などが法律上の賠償責任を負担された場合に、法律上の損害賠償金、弁護士費用等を雇用関連賠償保険金としてお支払いします。(*2)

企業の労務管理に関する賠償責任

身体障害	身体障害以外
業務災害	 <p>パワハラ セクハラ 不当解雇</p>
通勤災害	
使用者賠償責任の補償範囲	業務災害プラス(雇用関連賠償責任)の補償範囲

企業向け

従業員の方の業務災害・通勤災害による

賠償金への備え

従業員の方の業務中・通勤中の労災事故により、企業、役員等が法律上の賠償責任を負担された場合に、法律上の損害賠償金、弁護士費用等を使用者賠償保険金、使用者費用保険金としてお支払いします。

万が一の訴訟の場合は、法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円、1災害あたり5億円まで補償します!

企業向け

従業員の死亡・後遺障害による

臨時費用への備え

死亡保険金・後遺障害保険金をお支払いするケースで、事故の日からその日を含めて180日以内に企業等が臨時に費用を負担された場合事業主費用保険金をお支払いします。

役員・従業員向け

万一の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*3)をされ、180日以内に死亡された場合に死亡保険金をお支払いします。

役員・従業員向け

入院・手術の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*3)をされ、180日以内に入院・手術された場合に入院保険金、手術保険金をお支払いします。

役員・従業員向け

後遺障害の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*3)をされ、180日以内に後遺障害が発生した場合に後遺障害保険金をお支払いします。

役員・従業員向け

通院の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*3)をされ、180日以内に通院された場合に通院保険金をお支払いします。

役員・従業員向け

休業の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ(*3)をされ、180日以内に就業不能となり、その期間が免責期間(3日)を超えた場合に傷害休業保険金をお支払いします。

(*2)条件によってはご加入できないケースがあります。詳しくは代理店までお問い合わせください。 (*3)急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

ご利用いただけるサービス

経営・労務サポートサービス

サービス
提供の一例

労働安全衛生法の改正に伴い、2015年12月より従業員50名以上の事業場は、従業員に対するストレスチェックを実施することが義務化(従業員50名未満の事業場は、当面努力義務とされています。)

東京海上日動のストレスチェックサービスを無料でご利用いただけます。

サービスメニューの概要は次のとおりです。

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施できます。従業員の皆様自身のストレスへの気付きを促すことができます。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスによりお悩み・ご相談にお応えします。

休業職場復帰サポート

メンタルヘルス不調者が初めて発生した場合に、専門スタッフが電話等で1時間程度一般的な職場復帰に向けた準備の考え方についてアドバイスをいたします。

労務トラブル防止セミナー

セクハラやパワハラ等のハラスメントや賃金や解雇による労務トラブル等が発生した場合に、社会保険労務士等の専門家を派遣し、再発を防止するための各種セミナー等を開催します。

経営支援・診断サービス

公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継等に関する簡易診断を行います。また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

その他のサービス

デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※各サービスの詳細は「経営・労務サポートサービス サポートブック」をご参照ください。

ご加入方法

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

保険期間 平成27年10月1日午後4時～平成28年10月1日午後4時

募集期間 平成27年7月2日～平成27年9月18日

中途加入は
毎月受付中!

お申し込み月の翌月1日の午前0時の
補償開始でご加入いただけます。

	募集期間	加入手続き締切日	加入期間	保険料振替日	保険料払込方法
新規加入 更新加入	平成27年7月2日(木)～ 平成27年9月18日(金)	平成27年9月18日(金)	平成27年10月1日(木)午後4時～ 平成28年10月1日(土)午後4時まで	平成27年 11月27日(金) ^(※4)	毎月団体からの 口座振替 ^(※5)
中途加入	平成27年9月18日(金) 以降	毎月25日 ^(※3)	加入手続き月の翌月の1日午前0時から 平成28年10月1日(土)午後4時まで	加入始期月の 翌月27日 ^(※4)	毎月団体からの 口座振替 ^(※5)

(※3) 土・日・祝日の場合はその直前の営業日 (※4) 金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSチュウウウカイ」「MBS」等と記載されます。

(※5) 保険料のほか制度維持費500円が加算されます。

●この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け一般傷害保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「経営ダブルアシスト」は、本制度のペットネームです。

●ご加入の対象となる方は、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員で政府労災保険に加入している事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

経営ダブルアシスト(一般傷害保険)補償の内容

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品にご加入されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

以下の金額を被保険者(死亡保険金はご遺族
または死亡保険金受取人)にお支払いします。

被保険者が災害補償規定等に基づいて補償対象者に対して支払う補償金等による
損害に対して、以下の金額を限度に実際の損害額を被保険者にお支払いします。

補償項目	保険金をお支払いする場合	傷害補償型のお支払いする保険金	事業補償型のお支払いする限度額	用語の説明等
役員・従業員の災害補償向け補償	死亡保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 ^{*1} にケガ ^{*2} をされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。	
	後遺障害 保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 ^{*1} にケガ ^{*2} をされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害補償額 ^{*3} ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金をお支払いする後遺障害保険金の限度となります。	*3 障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をいいます。 ^{*4} *4 「後遺障害等級限定補償特約」をセットした場合は、お支払いの対象が42%以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。
	入院保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 ^{*1} にケガ ^{*2} をされ、その直接の結果として、医師の治療を必要とし、入院された場合。	入院補償額 ^{*5} ※事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院は、入院補償額の算出に含めません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日 ^{*6} が限度となります。 ※入院補償額の算出に含められる期間中にさらに別のケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	*5 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をいいます。 *6 「入院保険金支払限度日数変更特約」をセットした場合は、30日が限度となります。
	手術保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 ^{*1} にケガ ^{*2} をされ、その治療を直接の目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{*7} または先進医療 ^{*8} に該当する所定の手術を受けた場合。	手術補償額 ^{*9} ※1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります ^{*10} 。	*7 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *8 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。) *9 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をいいます。 *10 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
	通院保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 ^{*1} にケガ ^{*2} をされ、その直接の結果として、医師の治療を必要とし、通院(往診を含みます。)された場合。	通院補償額 ^{*11} ※事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院は、通院補償額の算出に含めません。 ※支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日 ^{*12} が限度となります。 ※入院補償額の算出に含められる期間中の通院は、通院補償額の算出に含めません。また、通院補償額の算出に含められる期間中にさらに別のケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	*11 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をいいます。 *12 「通院保険金支払限度日数変更特約」をセットした場合は、30日が限度となります。
傷害休業 保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 ^{*1} にケガ ^{*2} をされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に就業不能 ^{*13} になった場合。	傷害休業補償額 ^{*14}		*13 「就業不能」とは事故発生時の職業・職務に全く従事できない状態をいいます。ただし、補償対象者が死亡された後やケガが治癒した後等は含まれません。 *14 傷害休業保険金日額に、免責期間(保険金をお支払いしない期間、3日)を超えた就業不能期間 ^{*15} を乗じた額をいいます。 *15 免責期間終了の翌日(4日目)から起算して、保険証券記載のてん補期間内の就業不能日数をいいます。

*1 「就業中のみの危険担保特約」をセットした場合。なお、業務中には通勤途上を含みます。また、役員の方については、本特約をセットしない24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)とすることも可能です。

*2 急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。ケガには、有毒ガス、有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については「細菌性食中毒等担保特約」をセット(「就業中のみの危険担保特約」をセットした補償対象者については、自動的にセットされます。))した場合には限りお支払いします。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金(傷害補償型・事業補償型共通)	用語の説明等
企業向け補償 事業主費用 保険金 (国内外補償)	死亡保険金または後遺障害保険金を支払う場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者が葬儀費用等*1を負担された場合。	保険金額を限度として、実際に負担した費用のうち社会通念上妥当と認められる費用の実額をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して事業主費用保険金額が限度となります。 ※10万円を超える費用(後遺障害の場合は、程度に応じて費用の全額または3万円もしくは5万円を超える費用)に対しては、お支払いを証明する書類の提出が必要となります。 ※企業等が負担された費用のうち、ケガをされた本人またはその遺族に支払う費用は100万円を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	*1 補償対象者に系列会社の従業員等または派遣労働者が含まれている場合には、その系列会社またはその派遣労働者の派遣元が一時的に支払った費用のうち被保険者が負担する費用を含みます。

保険金をお支払いしない主な場合(使用者賠償責任・雇用関連賠償責任は除く)			用語の説明等
①ご契約者、被保険者、補償対象者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ。 ②けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ。 ③無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ。 ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ*1。 ⑤妊娠、出産、流産によるケガ。 ⑥外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ。 ⑦戦争、内乱、暴動等によるケガ*2。 ⑧核燃料物質の有害な特性等によるケガ。 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ。 ⑩自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ。 ⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。「(天災危険担保特約)」をセットされた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガについても補償されます。 ⑫むちうち症、腰痛等で医学的見解のないもの。			*1 業務上疾病担保特約(死亡保険金担保用)をセットしているため、業務上による偶然かつ外来の事故によって補償対象者に発症した熱中症・高山病・潜水病等の症状については、お支払いの対象となります。なお、下記の症状は、お支払いの対象外となります。 ●振動性症候群 ●腱鞘(けんしやう)炎 ●負傷によらない業務上の腰痛 ●じん肺症 ●ストレス性胃炎 ●かぜ 等 *2 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは、お支払いの対象となります。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金(傷害補償型・事業補償型共通)	用語の説明等
企業向け補償 使用者賠償責任 ・ 使用者賠償保険金 ・ 使用者費用保険金 (国内外補償)	被保険者*1の被用者*2が業務上の事由(通勤途上を含みます。)により被ったケガや病気について、被保険者が法律上の賠償責任を負担された場合。 ※「死亡のみ担保特約(使用者賠償責任担保特約)」をセットする場合は、死亡した場合に限りです。	●使用者賠償保険金 1名または1回の災害につき、使用者賠償責任保険金額を限度に、被保険者*1が支払うべき賠償責任額のうち下記①～④の合計額を超えた額をお支払いします。 ①労災保険法等*4に基づき給付されるべき金額*5 ②自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ③次のいずれかの額 ア.被保険者*1が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者*1がその規定に基づき被用者*2またはその遺族に支払うべき金額 イ.被保険者*1が法定外補償規定を定めていない場合は、この特約がセットされた保険契約にセットされた他の特約の保険金の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額 ④保険証券記載の免責金額*6 ●使用者費用保険金 損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、弁護士費用、示談交渉に直接必要とした費用等をお支払いします。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	*1 この特約の被保険者には、補償の対象となる企業の下請負人*2または補償の対象となる企業もしくは補償の対象となる企業の下請負人*2の役員を含みます。 *2 数次の請負による場合の請負人を含みます。 *3 補償対象者のうち、事業場において被保険者*1に使用され賃金を支払われる者、および派遣労働者をいいます。 *4 労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。 *5 労災保険法等*4に基づく給付を待ってお支払いする場合があります。 *6 お支払いする保険金の計算にあたって損害の額が差し引く金額をいい、免責金額は自己負担となります。

保険金をお支払いしない主な場合(使用者賠償責任のみ)			用語の説明等
①ご契約者、被保険者*1、事業場の責任者の故意によるケガや病気。 ②戦争、内乱、暴動等によるケガや病気*3。 ③核燃料物質の有害な特性等によるケガや病気。 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガや病気。「(天災危険担保特約)」をセットされた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガや病気についても補償されます。 ⑤石綿(アスベスト)または石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性によるケガや病気。 ⑥風土病によるケガや病気。 ⑦職業性疾病によるケガや病気*4。 ⑧被保険者*1と被用者*5またはその他の第三者との間に法定外補償規定等がある場合、その規定等によって発生した損害賠償金および費用。 ⑨休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金。 ⑩労災保険法等*6に基づく給付を行った被保険者(国)が費用の請求をすることにより、被保険者*1が負担するに至った金額。			*1 この特約の被保険者には、補償の対象となる企業の下請負人*2または補償の対象となる企業もしくは補償の対象となる企業の下請負人*2の役員を含みます。 *2 数次の請負による場合の請負人を含みます。 *3 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガや病気は、お支払いの対象となります。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 *4 業務上疾病担保特約をセットしているため、職業性疾病(労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なもの)によるケガや病気は、お支払いの対象となります。ただし左記⑥は、お支払いの対象にはなりません。 *5 補償対象者のうち、事業場において被保険者*1に使用され賃金を支払われる者、および派遣労働者をいいます。 *6 労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金(傷害補償型・事業補償型共通)	用語の説明等
企業向け補償 (オプション) 雇用関連 賠償責任 (国内補償)	日本国内において行われた次の侵害行為により、使用人*1もしくは役員に精神的苦痛等が生じたこと、または使用人の雇用契約上の権利を侵害したこと*2により、被保険者*3が法律上の損害賠償責任を負担された場合。 ●採用、昇進、解雇等の労働条件について行われた差別的または不利益な取扱い ●セクシュアルハラスメント ●パワーハラスメント	1請求につき、被保険者*3が負担する賠償責任額のうち保険証券記載の免責金額*4を超えた額をお支払いします。なお、保険期間を通じ、雇用関連賠償保険金額を限度とします。また、損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、弁護士費用、示談交渉に直接必要とした費用等をお支払いします。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	*1 採用内定者、派遣労働者等を含みます。 *2 判決等により、解雇の取扱いについて損害賠償責任が確定した場合(解雇が無効とされた場合等)に、確定までの賃金(退職金は含みません。)として負担する損害賠償責任を補償の対象とします。 *3 この特約の被保険者には、補償の対象となる企業が行う事業活動に関する限りにおいて、補償の対象となる企業の使用人および役員を含みます。 *4 お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、免責金額は自己負担となります。

保険金をお支払いしない主な場合(雇用関連賠償責任のみ)		
①保険証券記載の溯及日より前に行われた侵害行為 ②ご契約者または被保険者の故意 ③法令に違反することを被保険者が認識しながら行った侵害行為 ④労働争議または団体交渉	⑤侵害行為を行った者に対してなされた損害賠償請求 ⑥倒産手続等の開始に起因する損害賠償請求 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任	⑧被保険者の親族に対する賠償責任 ⑨被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑩日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故等

1. ご加入の際のご注意

- ①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ただく義務) 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります)。
- この保険では、告知事項は、以下の事項となります。
- (1) 補償対象者の属する企業等の業種区分および職種別割合^{*1}
- (2) 他の保険契約等^{*4}を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
- (3) ご契約の保険料算出基礎
- (4) 役員、個人事業主を補償の対象に含める場合には、その人数
- (5) 雇用関連賠償責任担保特約で補償の対象となる事故に関する、過去3年以内の損害賠償請求の有無^{*5}(雇用関連賠償責任担保特約をセットしている場合のみ告知事項となります。)
- *1 職業・職務^{*2*}に応じて職種別割合がAまたはBに分類されます。職種別割合とは、職種別割合ごとの補償対象者数の比率をいいます。
- *2 職種別割合それぞれの職業・職務は、以下のとおりです。
- ・職種別割合Aの職業・職務:職種別割合B以外の職業・職務
 - ・職種別割合Bの職業・職務:建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業員
- *3 職業・職務によってはお引受けできない場合があります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
- *4 「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- *5 過去の事故歴等によってはお引受けできない場合があります。
- ②死亡保険金受取人の指定について(「傷害補償型」の場合) 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入が無効となります。
- ・企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご加入については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明させていただきますようお願い申し上げます。
- ③保険金請求忘れのご確認について:継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成27年10月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容は異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ④ご加入内容を変更されている場合:ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。

2. 口座引落し不能の場合

口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に2か月分をお引落しいたします。2か月連続で引落しできなかった場合には、最初の引落し不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落しから2か月連続で引き落としできなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

3. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。)までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできなかつたり、ご加入を解除させていただく場合があります。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、「経営ダブルアシスト(一般傷害保険)」の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

4. 不精算特約について

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高等に基づいて保険料を算出いたします。保険期間中の売上高等の増減にかかわらず、保険料の請求または返戻は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高等が把握可能な最近の会計年度等の売上高等に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

5. ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いします。
- また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。
- ②ご加入後の変更:ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

6. 適用保険料の変更について

団体割引率30%は、換算補償対象者数が10,000人以上の場合の金額です。換算補償対象者数が9,999人以下となった場合、また損害率に変更があった場合には、保険料を修正させていただきます。

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

●使用者賠償責任補償において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- もし事故が起きたときは
- ①事故の通知:事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
 - ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
 - ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
 - ④賠償事故の場合:保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

団体名・組合名

お問い合わせ先
取扱代理店/引受保険会社